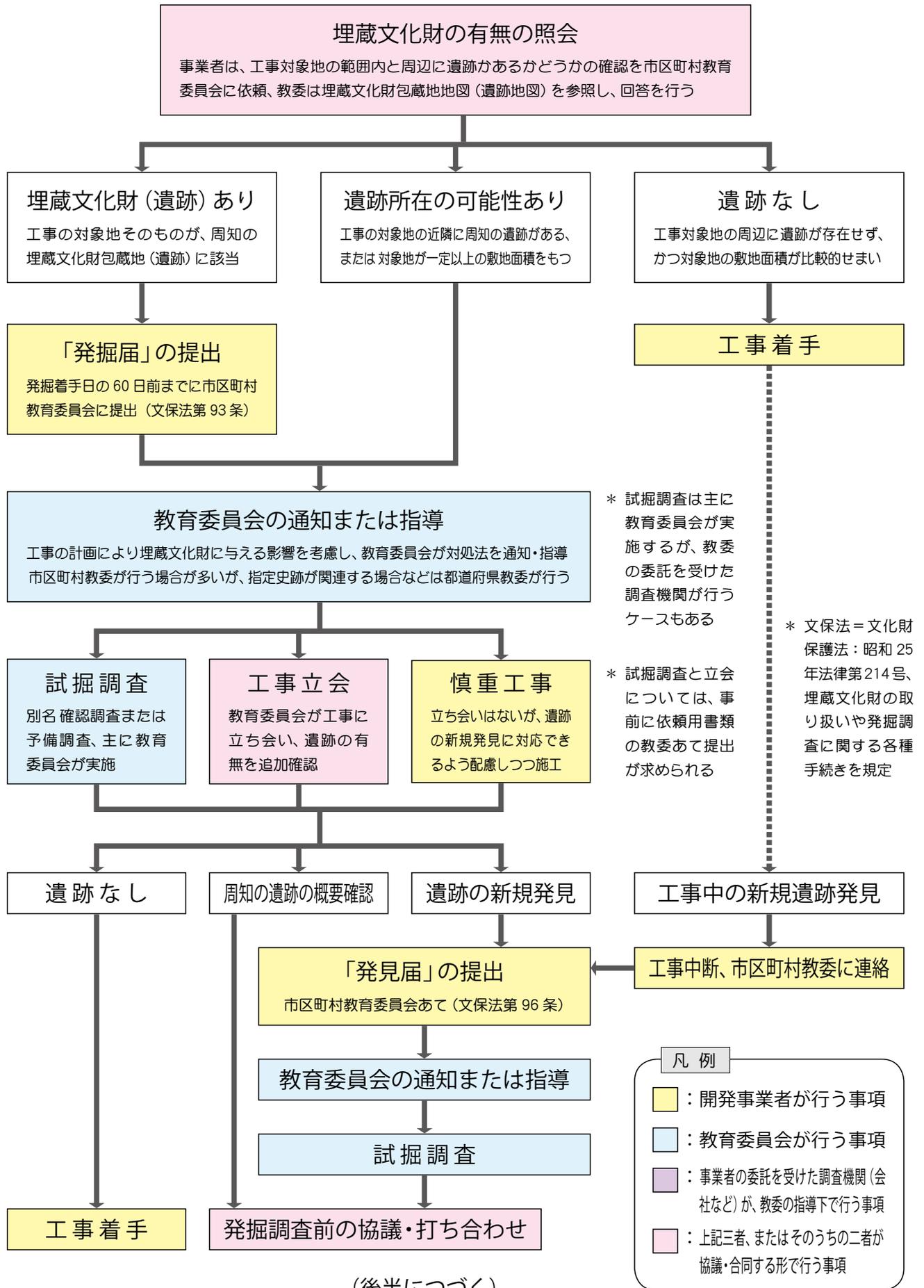


開発工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の手続きフローチャート（前半）

本チャートでは、汎地域的なプロセスの概略を示しました。地域ごとに独自の条例・規定などがあり、用語や細部の事情が異なります。実際の手続きにおいては、文化財保護課など、当該市区町村教育委員会担当部署への事前確認が必要です。



（後半につづく）

開発工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の手続きフローチャート（後半）

発掘調査前の協議・打ち合わせ

- (1) 発掘調査標準費用見積もりの設定 〔事業者 ⇄ 教育委員会〕
事業者が教委あてに標準費用見積もりを依頼し、教委が回答を行う
- (2) 調査費用・期間・関連工事などの調整 〔事業者 ⇄ 教育委員会〕
- (3) 調査機関の選定 〔事業者 ⇄ 各調査機関〕
事業者が、教委から紹介された複数の調査機関（会社など）に見積もりを依頼し、最も条件に適合する回答を行った機関を選出する
- (4) 「発掘調査担当者経歴書」の提出など 〔調査機関 ⇒ 教育委員会〕
調査機関が、調査を担当させる予定の成員について、適正があることを証明するための基本的な情報を教委に提示し、問題がなければ教委は当該者の着任を承認する
- (5) 「三者協定」の締結 〔事業者 ⇄ 教委 ⇄ 調査機関〕
開発工事および埋蔵文化財の取り扱いに関する3当事者の権限と義務などを記載した「協定書」を3通、教委もしくは調査機関が作成、3者が捺印し1通ずつ保管、写しは市区町村教委を経由し、都道府県教委が受理する
- (6) 「調査委託契約書」と「承諾書」の取り交わし 〔事業者・調査機関 ⇒ 教委〕
調査機関と事業者の間で取り交わした当該書類のうち、「契約書」は写しを、「承諾書」は原本を教委あてに提出、市区町村教委を経由し、都道府県教委が受理する
「承諾書」の主旨は、出土品の所有権を事業者が放棄し、その処置を教委にゆだねることの承認、「契約書」と「承諾書」はほぼ同時に扱われるが、前後する場合の多くで「承諾書」が先行する
- (7) その他関連書類の提出 〔調査機関 ⇒ 教委〕
各自治体で定められた条例や規則により、調査開始直前の届出や「発掘調査計画書」の提出を調査機関に義務づける場合がある

* 協議の初期段階で工事の計画変更が是認され、遺跡を破壊する危険がなくなり、発掘調査が回避される場合もある

発掘調査（本調査・記録保存）

* 本調査開始後、遺跡の内容が学術的にきわめて重要と判明した場合、ごくまれに計画の変更や現状保存を求められることがある

現場引き渡し・工事着手

整理作業・発掘調査報告書刊行

* 整理作業を含めた遺跡調査の実務は調査機関が行い、これに対して教委が監理と指導を行う
事業者へは、関連工事の工程や参加者など、発掘調査報告書に記載される事項についての確認・照会が、必要に応じて行われる